

第6章 災害に強い水道づくり

水道は、市民生活や都市機能を維持していくうえで、ライフラインとして必要不可欠な施設であり、災害時においても重要な役割を担っています。

このため、水道局では災害時に水道施設が大きな被害を受けても、飲料水を確保できるよう、配水池、災害用地下給水タンク、緊急給水栓などの「災害時給水所」を整備しています。

配水池には緊急遮断弁等を設置し、市民の皆さまへの給水や給水車への水の補給場所として活用します。また、配水池のほかに災害用地下給水タンク134基、緊急給水栓358基の整備が完了しています。

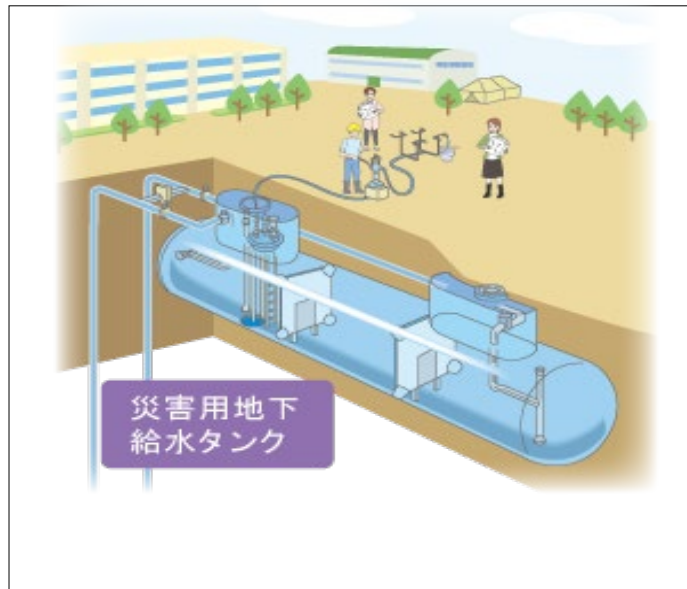
さらに、災害時給水所や学校受水槽などの施設が設置されていない地域防災拠点において応急給水が可能となるよう、配水管から屋外水飲み場までを耐震化する「耐震給水栓」の整備を進めています。耐震給水栓は令和5年度末までに48か所を設置する予定で、令和4年度末時点では39か所が設置済みとなっています。

今後も、東日本大震災や熊本地震で明らかになった課題や教訓を踏まえ、災害時でも安全で良質な水道水を供給できるよう、様々な災害対策を実施していきます。

なお、水道局が行っているこれらの災害対策について、市民の皆さまに知っていただくため、市民参加による応急給水訓練などを通じて積極的なPRに努めています。

～地震に備えて～

災害用地下給水タンク



災害用地下給水タンクは、普段は配水管の一部として機能し、水道水が流れていますが、万が一地震などで配水管が破裂した場合、緊急閉止弁が圧力の低下を感知して作動し、新鮮な飲料水をタンク内に確保します。災害発生時には、手押しポンプをタンクに取付け、ポンプで水をくみ出して応急給水活動を実施します。

(1) 応急給水計画

本市が被災した場合、水道局は、災害対策基本法に基づき「横浜市防災会議」において策定した「横浜市防災計画」で定める横浜市災害対策本部水道局として、応急給水、応急復旧の諸活動を行います。

水道局では「災害時給水所」を整備し飲料水を確保できるよう取組を進めています。

なお、時間の経過ごとの応急給水の流れは次のとおりです。



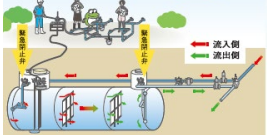


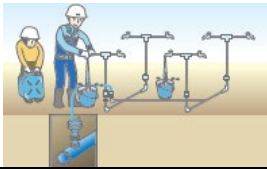



(令和5年3月末現在)

区分	時間の経過		混 乱 期		一次復旧期	二次復旧期	復 興 期	摘 要
	24 時 間	2～3日	4～7日	8日以降				
1人1日確保水量		3リットル		10リットル	20リットル	100リットル		
		生命維持のための最少限必要水量		生活用水のための必要最少量	炊事、洗面、洗たく等の最低生活を営むための必要量	通常の生活が不便ではあるが可能となる必要最少量		
応 急 給 水	配 水 池		○	○	○	○	—	22か所
	大 型 災 害 用 地 下 給 水 タ ン ク		○	○	—	—	—	4か所
	災害用地下給水タンク (100m ³)		○	○	—	—	—	11か所
	災害用地下給水タンク (60m ³)		○	○	—	—	—	118か所
	災害用地下給水タンク (15m ³)		○	□	—	—	—	1か所*
	耐 震 管 路 (緊 急 給 水 栓)		—	□	○	○	○	358か所
	耐 震 給 水 栓		○	○	○	○	○	39か所
	配 水 槽		○	□	—	—	—	1か所
運 搬 給 水	災害対策 本部が指 定する	医療機関	○	○	○	○	—	
		そ の 他	—	○	○	○	□	
各 戸 給 水		—	—	—	—	○		

(注) ○=実施 □=一部実施

※災害用地下給水タンク(15m³)は帰宅困難者用。

図で見る震災時の応急給水体系

災害時の飲料水確保方法					災害時に必要とされる水の量（1人あたり）		
	目印	施設の種類等	分類	開設者	発災直後～ 3日目まで 3日間計9リットル以上 （1日あたり3リットル）	発災後4～ 7日目まで 4日間計40リットル以上 （1日あたり10リットル）	発災後8～ 14日目以降 7日間計140リットル以上 （1日あたり20リットル）
家庭・企業	—	備蓄している飲料水 	自助	—	備蓄による水の確保 （1人9リットル以上）		
	標識 	災害用地下給水タンク 134基 	共助	地域の皆さま （管工事協同組合は開設補助）	地域の皆さま自身による水の確保 ※容器をご持参ください。		
災害時給水所	のぼり 	配水池 22か所 	公助	水道局職員	地域の皆さまへの配水池での給水 ※容器をご持参ください。		
		緊急給水栓 358基 		水道局職員・管工事協同組合	地域の皆さまへの緊急給水栓での給水 ※容器をご持参ください。		
		給水車 19台 	水道局職員・応援都市職員	医療機関への給水車による運搬給水（水道局） 地域の皆さまへの給水車による運搬給水（応援都市） ※容器をご持参ください。			
	看板 	耐震給水栓 48基（～R5） 	共助	開設不要 （地域防災拠点運営委員等で運用）	地域の皆さま自身による給水 ※容器をご持参ください。		

- ※1 災害用地下給水タンク（134基）…平時は水道管の一部として機能し、震災時に水道管の圧力が低下した場合弁が閉まり、タンク内に新鮮な水を確保します（標準 60 m³）。
- ※2 配水池（22か所）…平時は水道水を貯めて家庭に送水する中継拠点として機能し、災害時は給水にも利用します。
- ※3 緊急給水栓（358基）…地震に強い水道管に臨時的給水栓を設置して給水する施設です。
- ※4 耐震給水栓（48基（令和5年度末までに整備予定））…災害用地下給水タンクや学校受水槽などの施設が設置されていない地域防災拠点において、配水管から屋外水飲み場までを耐震化し、災害時の応急給水を可能とするものです。

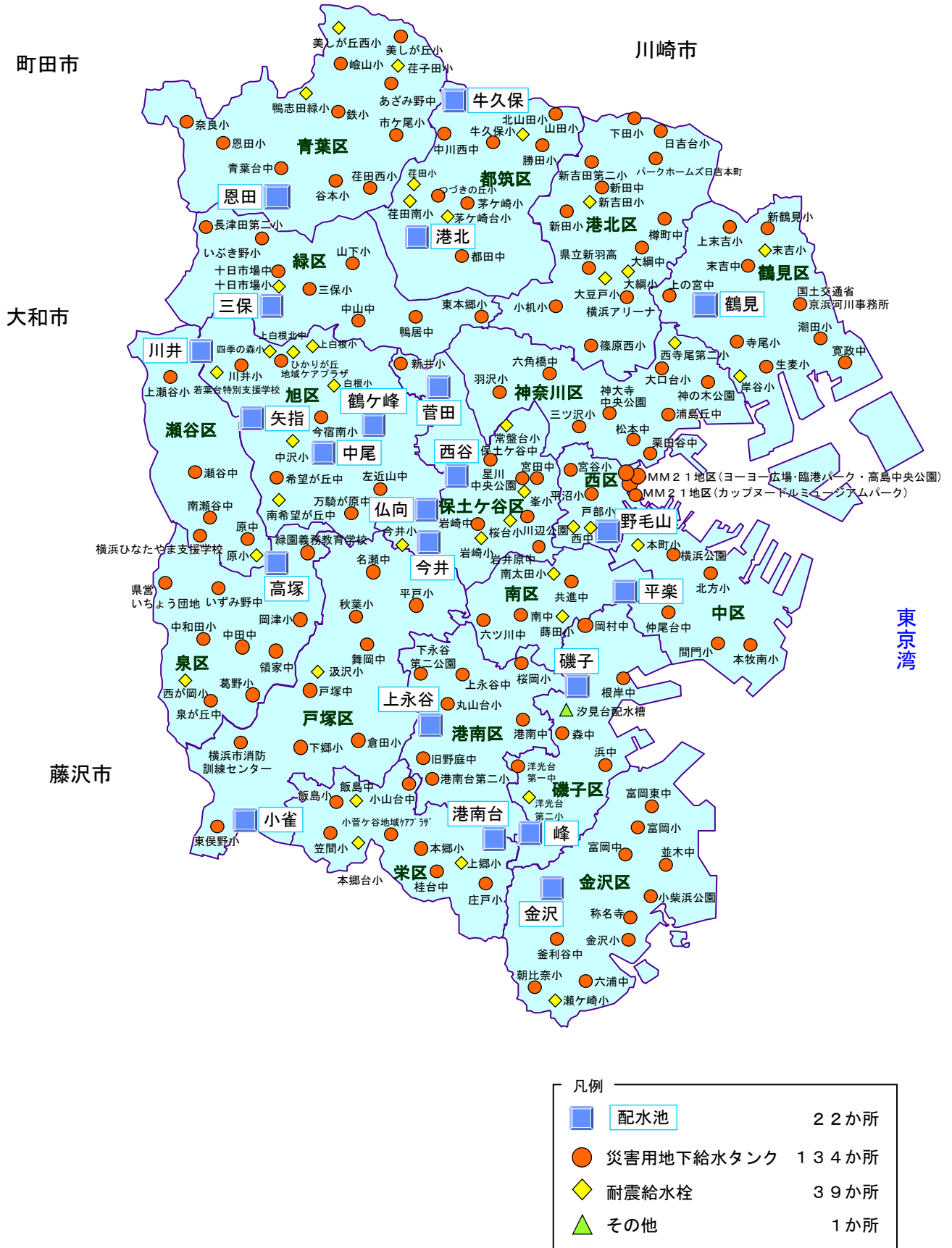
(2) 災害用地下給水タンク行政区別設置内訳

(令和5年4月1日現在)

行政区	施設区分	容量別設置場所				
		60m ³ 貯水槽			その他	
鶴見 (9基)	小学校	潮田	上末吉	新鶴見	寺尾	
		生麦				
	中学校	上の宮	寛政	末吉		
	その他	国土交通省京浜河川事務所				
神奈川 (9基)	小学校	大口台	羽沢	三ツ沢		神の木公園 (100m ³)
	中学校	浦島丘	松本	栗田谷	六角橋	神大寺中央公園 (100m ³)
西 (5基)	小学校	平沼	宮谷			MM21地区ヨーヨー広場 (1,000m ³)
						MM21地区臨港パーク (700m ³)
						MM21地区高島中央公園 (1,500m ³)
中 (6基)	小学校	北方	間門	本牧南		MM21地区カップヌードルミュージアムパーク (1,300m ³)
	中学校	仲尾台				
	その他	横浜公園				
南 (3基)	中学校	共進	南	六ツ川		
港南 (7基)	小学校	港南台第二	桜岡	丸山台		下永谷第二公園 (100m ³)
	中学校	上永谷	港南	旧野庭		
保土ヶ谷 (7基)	小学校	新井				川辺公園 (100m ³)
	中学校	岩井原	岩崎	保土ヶ谷	宮田	星川中央公園※ (15m ³)
旭 (6基)	小学校	今宿南	川井			
	中学校	希望が丘	左近山	万騎が原		
	その他	ひかりが丘地域ケアプラザ				
磯子 (5基)	中学校	岡村	根岸	浜	森	
		洋光台第一				
金沢 (10基)	小学校	朝比奈	金沢	富岡		称名寺 (100m ³)
	中学校	釜利谷	富岡	富岡東	並木	小柴浜公園 (100m ³)
		六浦				
港北 (12基)	小学校	小机	篠原西	下田	新田	パークホームズ日吉本町 (100m ³)
		新吉田第二	日吉台			県立新羽高校 (100m ³)
	中学校	大綱	新田	樽町		
	その他	横浜アリーナ				
緑 (8基)	小学校	いぶき野	長津田第二	東本郷	三保	
		山下				
中学校	鴨居	十日市場	中山			
青葉 (10基)	小学校	市ヶ尾	美しが丘	荏田西	恩田	
		鉄	嶮山	谷本	奈良	
中学校	青葉台	あざみ野				
都筑 (7基)	小学校	牛久保	勝田	茅ヶ崎	つづきの丘	
		山田				
中学校	都田	中川西				
戸塚 (9基)	小学校	秋葉	倉田	下郷	東俣野	横浜市消防訓練センター (100m ³)
		平戸				
中学校	戸塚	名瀬	舞岡			
栄 (7基)	小学校	飯島	笠間	庄戸	本郷	小菅ヶ谷地域ケアプラザ (100m ³)
	中学校	小山台	桂台			
泉 (9基)	小学校	岡津	葛野	中和田	緑園義務教育学校	県営いちよう団地 (100m ³)
	中学校	泉が丘	いずみ野	中田	領家	
瀬谷 (5基)	小学校	上瀬谷	横浜ひなたやま支援学校			
	中学校	瀬谷	原	南瀬谷		
合計 (134基)		118基			16基	

※星川中央公園は帰宅困難者用

(3) 災害用地下給水タンク・配水池・耐震給水柱 (令和5年3月31日現在)



(4) 緊急給水栓設置一覧表

行政区	施設区分	設 置 場 所				
鶴 見 (26基)	小学校	上末吉	汐入	下末吉	豊岡	東台
		上寺尾	獅子ヶ谷	下野谷	生麦	矢向
		駒岡	市場	寺尾	馬場	
	中学校	潮田	寛政	末吉	寺尾	矢向
		上の宮	市場	鶴見	生麦	
その他	市場公園	工水東寺尾配水池	鶴見区総合庁舎			
神奈川 (21基)	小学校	旧池上	大口台	神大寺	白幡	中丸
		浦島	神橋	幸ヶ谷	菅田の丘	羽沢
		子安				
	中学校	浦島丘	菅田	松本		
		栗田谷	錦台	六角橋		
その他	神奈川大学裏門	沢渡中央公園	反町公園	三ツ沢公園		
西 (8基)	小学校	西前	東			
	中学校	老松	岡野	軽井沢		
	その他	大谷公園	掃部山公園	宮ヶ谷公園		
中 (13基)	小学校	大鳥	国大附属	間門		
	中学校	大鳥	旧富士見	仲尾台	港	横浜吉田
	その他	根岸競馬記念公苑	日ノ出川公園	元町公園	山下公園	横浜公園
南 (20基)	小学校	井土ヶ谷	中村	南	六つ川西	
		永田	別所	六つ川		
	中学校	共進	藤の木	蒔田	南	
		国大付属	平楽	南が丘	六ツ川	
	その他	中島町公園	永田台第一公園	門前公園	三春台公園	横浜商業高校
港 南 (23基)	小学校	上大岡	下永谷	日限山	丸山台	
		港南台第二	下野庭	日野	吉原	
		桜岡	相武山	日野南		
	中学校	上永谷	港南	笹下	丸山台	日野南
		港南台第一	芹が谷	日限山	旧野庭	
その他	港南区総合庁舎	野庭中央公園	南高・南高附属中学校			
保土ヶ谷 (21基)	小学校	新井	上星川	権太坂	初音が丘	
		帷子	川島	坂本	藤塚	
		旧上菅田	旧くぬぎ台	瀬戸ヶ谷	星川	
	中学校	岩井原	岩崎	橋	宮田	
	その他	県立保土ヶ谷公園	笹山団地集会所	常盤公園	保土ヶ谷区総合庁舎	横浜市児童遊園地
旭 (27基)	小学校	市沢	川井	善部	不動丸	
		今宿南	さちが丘	都岡		
		上川井	笹野台	二俣川		
	中学校	旭	今宿	希望が丘	左近山	万騎が原
		☆新井	旧上白根	旧若葉台西	本宿	若葉台
その他	旭区総合庁舎	市沢第一公園	こども自然公園	左近山特別支援学校		
旭台中央公園	ポリテクセンター関東	須郷谷公園前				
磯 子 (17基)	小学校	磯子	滝頭	梅林	山王台	洋光台第四
		さわの里	根岸	屏風浦	洋光台第一	
	中学校	根岸	浜	森	洋光台第一	洋光台第二
	その他	磯子区総合庁舎	磯子工業高校	岡村公園		
金 沢 (23基)	小学校	朝比奈	釜利谷東	高舟台	並木第四	能見台
		小田	釜利谷南	富岡	並木中央	能見台南
		釜利谷	大道	並木第一	西柴	
	中学校	大道	富岡東	六浦	西金沢学園中学部	
		富岡	並木	西柴		
	その他	六浦三艘第一公園	金沢区総合庁舎			

行政区	施設区分	設 置 場 所				
港 北 (28基)	小学校	大曾根	篠原西	綱島東	太尾	
		北綱島	城郷	新田	矢上	
		港北	新吉田第二	日吉台		
		小机	高田	日吉南		
	中学校	大綱	樽町	新羽	日吉台西	
		篠原	新田	日吉台		
その他	菊名町公園	慶応大学ラグビー場	港北水再生センター	横浜アリーナ		
	グリーンサラウンドシティ	港北区総合庁舎	武相学園			
緑 (16基)	小学校	いぶき野	長津田	新治	山下	
		上山	中山	東本郷		
	中学校	鴨居	霧が丘学園	田奈	東鴨居	星槎
その他	県営ハイム三保	竹山中公園	中山谷第二公園	緑区総合庁舎		
青 葉 (28基)	小学校	あざみ野第二	桂	新石川	山内	
		荏田西	鴨志田第一	奈良の丘	谷本	
		榎が丘	慶應義塾横浜初等部	奈良		
	中学校	青葉台	美しが丘	奈良	谷本	
		あざみ野	鴨志田	みたけ台	山内	
		市ケ尾	すすき野	もえぎ野		
その他	青葉区総合庁舎	あかね台宮の台公園前	つつじが丘第四公園			
	青葉台公園	たまプラーザ団地集会所	奈良五丁目駒狩公園			
都 筑 (14基)	小学校	荏田東第一	都田			
	中学校	荏田南	川和	茅ヶ崎	中川	
	その他	大原みねみち公園	鴨池公園	都筑区総合庁舎	烏山公園	
牛久保公園		滝ヶ谷公園	都筑中央公園	山田富士公園		
戸 塚 (28基)	小学校	秋葉	川上	東品濃	深谷	矢部
		柏尾	倉田	東戸塚	横浜深谷台	
		上矢部	小雀	東俣野	舞岡	
		川上北	戸塚	平戸台	南戸塚	
	中学校	汲沢	大正	豊田	深谷	南戸塚
		境木	戸塚	名瀬	舞岡	
その他	旧平戸第三ポンプ場	戸塚高校				
栄 (14基)	小学校	飯島	笠間	桜井	千秀	
	中学校	桂台	小山台	西本郷		
		上郷	旧庄戸	本郷		
その他	上郷矢沢コミュニティハウス	公田団地	栄区総合庁舎	埋蔵文化財センター		
泉 (17基)	小学校	飯田北いちょう	上飯田	中和田南		
		和泉	新橋	緑園義務教育学校		
	中学校	泉が丘	岡津	中和田		
		いずみ野	中田	領家		
その他	泉区総合庁舎	しらゆり公園	西が岡二丁目公園	領家三丁目公園	緑園都市駅前	
瀬 谷 (14基)	小学校	相沢	上瀬谷	瀬谷さくら	瀬谷第二	二つ橋
		阿久和	横浜ひなたやま支援学校	瀬谷	大門	南瀬谷
	中学校	原	東野	南瀬谷		
その他	瀬谷区総合庁舎					
計 358基						

(令和5年4月1日現在)

(注) 旭区の☆新井中学校は、保土ヶ谷区に所在するが、横浜市防災計画により旭区の震災時避難場所に指定されている。

(5) 災害に備えた防災訓練

ア 地域での防災訓練（応急給水訓練）

地震災害時に市民の皆さまが主体となり、共助によって飲料水を得ることができるよう、自治会町内会、区役所等と連携し、災害用地下給水タンク等において市民参加の応急給水訓練を実施しています。また、平成 29 年度から管工事業業者の団体である横浜市管工事協同組合も災害用地下給水タンクの開設の補助を行うため参加しています。

応急給水訓練では、応急給水場所や応急給水方法、応急給水資機材の取扱いを知っていただくとともに、区ごとの災害時給水マップ等を配布し、災害時給水所の紹介や飲料水の備蓄をお願いしています。

イ 民間事業者との合同防災訓練



地震等災害時における迅速な応急活動体制の向上を図るため、横浜市管工事協同組合、4 団体協会（一般社団法人横浜市建設コンサルタント協会、一般社団法人横浜市地質調査業協会、一般社団法人神奈川県測量設計業協会横浜支部、横浜市補償コンサルタント協会）、社団法人横浜建設業協会、メーター検針業務及び料金整理業務受託事業者等と応急措置の協力に関する協定や応急給水作業等の支援協力に関する協定を締結しています。

また、市内燃料供給事業者（大洋石油株式会社）と災害時に備えた燃料油の備蓄及び供給に関する協定を締結しています。

これらの協定を基に、更なる迅速な応急活動体制の向上を目的として、公民一体による合同防災訓練を実施し、連携強化を図っています。



災害時給水所PRの取組

多くのお客さまに災害時給水所の設置場所を知っていただくため、スマートフォン用アプリケーション「ロケスマ」や横浜市行政地図情報提供システム上にある「はまピョンマップ」による地点情報（マップ情報）の公開、区ごとの災害時給水所を記した「災害時給水マップ」の配布を行っています。

災害への備えとして、ご家庭や職場の近くにある災害時給水所をぜひ一度ご確認ください。

●地図情報アプリケーション「ロケスマ」



無料のスマートフォン・地図情報アプリケーション「ロケスマ」にて、発災直後から利用可能な、災害用地下給水タンク134か所の地点情報（マップ情報）を確認することができます。

【「ロケスマ」の特徴】

・一度、スマートフォンで「ロケスマ」アプリのマップを開けば、地点情報は各スマートフォン端末にダウンロード（保存）されます。この機能により、万が一の災害時、インターネット接続が十分利用できない場合でも、手元のスマートフォンに保存された災害時給水所を検索することができます。

●横浜市行政地図情報提供システムに掲載されている「はまピョンマップ」



横浜市行政地図情報提供システムに掲載されている「はまピョンマップ」を利用することで、市内の災害時給水所を簡単に確認することができます。

また、お住まいの住所を入力することで、付近の災害時給水所の場所や距離等を地図上で確認することもできます。

横浜市行政地図提供システム

検索

●災害時給水マップ

震災などで断水した時に、飲料水を得ることができる災害時給水所の場所が確認できる「災害時給水マップ」を18行政区ごとに作成しています。

「災害時給水マップ」は、防災訓練等において配布しているほか、区役所でも配布しています。

(6) 飲料水の備蓄に向けた取組

備蓄促進に向けた取組として、検針票「水道・下水道使用水量等のお知らせ」に飲料水備蓄PRを掲載し全戸配付しています。

また、市内で実施される各種防災訓練等において、飲料水備蓄をPRしています。

いざという時に備え、1人1日3ℓ、3日分9ℓの飲料水備蓄をお願いします。

(7) 災害に備えた水道施設の整備

取水・導水施設、浄水場、配水池、送配水管などの水道施設は、安定的な給水を確保するための重要なライフラインであり、更新・耐震化を進めることで大規模地震に備えています。また、電機・計装設備なども適切な修繕を行うなど長寿命化を図りつつ、計画的に更新していきます。

<水道施設の耐震化率>

	令和4年度末
導水施設	69 %
浄水施設 (※)	51 %
配水池等	96 %
送配水管 (全口径)	31 %
送配水管 (口径400mm以上)	51 %

※浄水施設：沈でん池からろ過池までの一連の施設が耐震化されると計上。

(8) 老朽給水管改良促進事業

水道の配水管からお客さまが所有するご家庭への引込管（給水管）のうち、管の内面が被覆されていない鉄管などの老朽給水管は、道路内で発生している漏水の主な原因となっているほか、震災発生時には多数の被害が想定され、復旧の妨げとなることが懸念されます。

道路内の老朽給水管は、配水管の更新時に改良していますが、配水管の更新時期にきていない地域では、家屋の建替え等に合わせお客さま負担での改良となります。しかし、手続きや費用を要するため、実際にはなかなか進まない状況です。また、宅地内の老朽給水管は水道局による改良の対象外でした。このことから、震災発生時の早期復旧及び漏水の未然防止による二次災害の抑制等を目的として、お客さまからの申請に基づき、水道局負担で耐震性に優れた給水管へ改良を行うことで、老朽給水管の改良を促進しています。

ア 改良範囲

配水管若しくは給水本管の分岐から水道メーター（水道メーターまでの距離が道路の境界から長く、かつ、お客さまの同意が得られた場合は、境界から2m以内に移設）

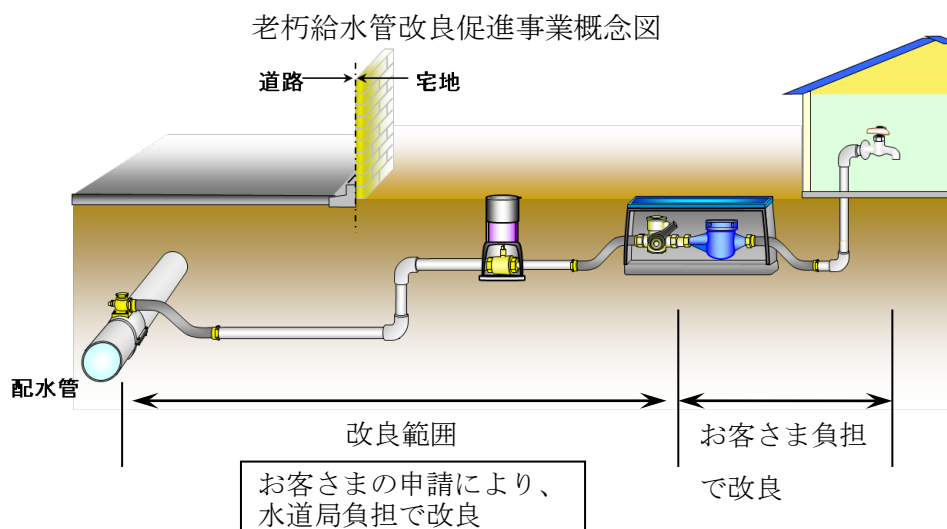
※道路に平行して布設された部分を除く

イ 適用条件

構造物その他管理者の施工する改良工事に支障となるものがないこと

ウ 適用対象

口径50ミリメートル以下の給水管で、管の内面が被覆されていない鉄管など、水道局で老朽給水管と定義した給水管



エ 効果

お客さま：給水管の老朽化による赤水などが解消され、良質な水の供給に繋がるとともに、家屋の建替え時等における給水管改良費が軽減されます。

水道局：漏水の未然防止による漏水修理費等の経費縮減、漏水に伴う有収率低下の改善及び漏水に伴う二次災害の抑制や、耐震性に優れた給水管へ改良することによって耐震性能が向上します。

オ 実績

年度	H26～R元	2	3	4	平均
申込件数	5,755件	975件	699件	732件	906件

(9) 災害時の修理材料確保の取組

地震等の災害時における、損傷した水道管路の早期復旧のため、必要となる修理材料の確保について、水道局による備蓄のほか、他都市や民間事業者と連携した取組を行っています。

ア 水道局による備蓄

修理材料は小口径管（口径100mm～300mm）と大口径管（口径400mm以上）に分類し、市内の浄水場や配水池などに分散して備蓄しています。これにより、災害時のみならず、平常時の突発破裂事故時にも迅速な対応が可能となります。

【備蓄数量】

ダクタイル鋳鉄管（口径100mm～300mm） 約300か所復旧分

ダクタイル鋳鉄管・鋼管（口径400mm～2000mm） 45か所復旧分

【備蓄場所】

川井浄水場、小雀浄水場、港北配水池、今井配水池、
矢指配水池、上永谷配水池、中村ウォータープラザ西側倉庫



ダクタイル鋳鉄管（口径 1800mm）

イ 都市間の相互応援（災害時の施設の応急復旧等に必要な資機材の相互応援）

19大都市水道局間において、災害時に必要な資材の相互融通の円滑な実施を図るため、資材の備蓄状況についてそれぞれ調査し、その結果を相互に交換しており、災害時等に材料が不足した場合は、復旧に使用する資材について各都市から供給していただく体制を整備しています。

ウ 民間事業者との協力関係の構築（「横浜水道 安全・安心パートナー（材料供給）」）

災害時に使用する材料は、水道局による備蓄のほか、他都市の相互応援により調達できる体制としていますが、地震等の災害時には、配水管及び給水管への被害状況が甚大である場合に、修理材料が不足することも想定されます。このような非常時に備え、協力いただける事業者に予め「緊急時材料供給協力事業者」として登録いただき、供給可能な範囲で材料を供給していただく体制を整備しています。

協力（登録）事業者 42者（令和5年4月1日現在）

(10) 非常用発電設備の整備

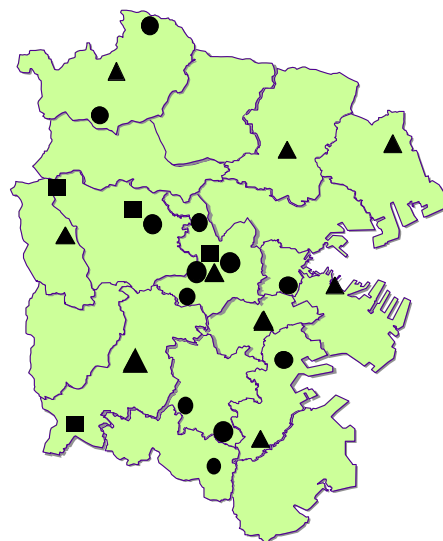
停電時に浄水施設やポンプ場、事業所の各種機器を稼働させるため、主要な水道施設や庁舎に非常用発電設備を整備しています。

【整備状況】 (令和5年3月末現在)

	整備完了
取水施設・浄水場等	8か所 (■)
ポンプ場	12か所 (●)
庁舎	9か所 (▲)
計	29か所

※ カッコ書きの記号は右の地図の凡例

※ 工業用水道事業を含む



(このほか市外の取水施設等4か所に整備済)

(11) 燃料確保に向けた取組

災害時等に伴う大規模停電発生に備えて、浄水場等の非常用発電設備や、断水時に水道水を運搬する給水車等に必要な燃料を確保するため、他都市や民間事業者等と協力関係を構築しています。

ア 名古屋市上下水道局及び新潟市水道局との災害時における燃料供給の相互協力

従来から定期的に合同防災訓練を実施するなど、横浜市水道局と日頃から密な連携体制を構築している名古屋市上下水道局と、災害時に相互に燃料供給に協力することを目的に、平成25年2月に覚書を締結しています(燃料の相互協力に特化した水道事業体間の覚書締結は全国で初の取組)。

また、新潟市水道局とも平成25年8月に覚書を締結しています。

イ 市内の民間燃料販売事業者等との協力関係の構築

(ア) 横浜水道 安全・安心 パートナー(燃料供給) 制度

災害時に不足する燃料の供給に協力いただける事業者にあらかじめ登録いただく制度で、協力事業者の可能な範囲で燃料を供給していただきます。

協力事業者34者 (令和5年3月現在)

(イ) 燃料の備蓄及び供給に関する協定

浄水場を3日間運転するための燃料は現在の場内備蓄では不足するため、水道局が民間事業者へ委託し、燃料タンクでの備蓄から発災時までの運搬・給油まで行っていただく、「災害時等に備えた燃料油の備蓄及び供給に関する協定」を平成30年3月に民間事業者と締結しています。

(ウ) 消防局所有の自家用給油取扱所の利用

本市被災時に全国から応急給水活動に参集いただく他都市の給水車への燃料供給について、消防局が所有する自家用給油取扱所での給油を可能とする運用を、平成31年4月から開始しています。

(12) 放射性物質の測定

ア 東日本大震災以降令和4年度までの放射性物質測定体制

平成23年3月11日発災の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下、原発事故という。）を受け、横浜市水道局では、平成23年3月19日から横浜市内3か所の浄水場の水道水及び水道原水について放射性物質の放射能を測定しています。

測定頻度は、放射性セシウムについては、原発事故直後の平成23年3月19日から測定を開始し、同年3月21日から平成24年3月31日までは毎日測定していましたが、厚生労働省の通知に基づき（※）、平成25年12月までは週1回、令和3年3月までは月1回、令和3年4月以降は3か月に1回としています。一方、放射性ヨウ素については、半減期が8日程度と短く、原発事故による汚染の可能性は十分小さくなったと考えられたため、現在は測定を行っていません。

※参考 水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について（平成24年3月5日健水発0305第1号）

イ 令和4年度までの測定結果

放射性セシウム（質量数134及び137）については、測定開始以来すべて不検出です。

放射性ヨウ素（質量数131）については、原発事故直後の平成23年3月22日から24日までの3日間、小雀浄水場及び川井浄水場で検出されました。ただし、放射能の最大値は56.8 Bq/kg（3月23日、小雀浄水場）であり、平成23年3月時点の基準（原子力安全委員会（現 原子力規制委員会）が定めた飲食物摂取制限に関する指標値300 Bq/kg及び食品衛生法に基づく乳児に関する暫定指標値100 Bq/kg）を下回る値でした。なお、3月25日以降は不検出です。

表 令和4年度の水道水及び水道原水における放射能測定結果（単位：Bq/kg）

採水場所 (測定頻度)	Cs(セシウム)134	Cs(セシウム)137	測定機関
西谷浄水場 (年4回)	不検出 (検出限界値<1)	不検出 (検出限界値<1)	横浜市水道局
小雀浄水場 (年4回)	不検出 (検出限界値<1)	不検出 (検出限界値<1)	
川井浄水場 (年4回)	不検出 (検出限界値<1)	不検出 (検出限界値<1)	